



厚生労働省神奈川労働局

平成27年1月27日

担  
当

厚生労働省神奈川労働局  
労働基準部監督課

監督課長 池内 伸好

監察監督官 疋崎 雅夫

電話 045 (211) 7351

FAX 045 (211) 7360

## 平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果 ～重点監督を実施した事業場の約半数にあたる52事業場で違法な残業を摘発～

神奈川労働局では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめました。

平成26年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果は以下のとおりです。今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、約半数にあたる52事業場で違法な時間外労働などの労働基準関係法令違反を確認したため、それらの事業場に対して、是正・改善に向けた指導を行いました。

### 【重点監督の結果のポイント】

#### (1) 重点監督の実施事業場： 111 事業場

このうち、83事業場（全体の74.8%）で労働基準関係法令違反あり。

#### (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

##### ① 違法な時間外労働があったもの： 52 事業場 (46.8%)

うち、時間外労働<sup>※1</sup>の実績が最も長い労働者の時間数が

月100時間を超えるもの： 17事業場 (32.7%)

うち月150時間を超えるもの： 7事業場 (13.5%)

うち月200時間を超えるもの： 2事業場 (3.8%)

##### ② 賃金不払残業があったもの： 17 事業場 (15.3%)

##### ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 1 事業場 (0.9%)

#### (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

##### ① 過重労働による健康障害防止措置が 不十分なため改善を指導したもの： 51 事業場 (45.9%)

うち、時間外労働を月80時間<sup>※2</sup>以内に削減するよう指導したもの：26事業場 (51.0%)

##### ② 労働時間の把握方法が不適正なため 指導したもの： 20 事業場 (18.0%)

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。